

営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」の運用についてQ&A

令和8年6月24日現在

NO	質 問	回 答
1	既契約工事のうち、運用の施行日(令和8年6月24日)以前に施工したものは対象にならないのか？	施行日以前に資材購入及び施工したものは設計変更の対象外とする。
2	諸雑费率や共通仮設费率に含まれるナフサ由来の建設資材も設計変更の対象となるか？	対象の設計数量が確定できないものは設計変更の対象外とする。
3	別途調達経費を設計変更で対応する時に、請負率は考慮するのか。	設計変更で対応するため、請負率を考慮する。
4	両調査会HPで掲載されている建設資材は、ナフサ由来以外の資材も掲載されているが、本運用の対象となる資材は、ナフサ由来の建設資材のみと判断してよいか。	本運用の対象となる建設資材は、運用第2に記載のとおり「ナフサを由来とする建設資材」のみとなります。